

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」  
登校できません

	発症後、最低5日間は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
発症後1日目に症状軽快		 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後2日目に症状軽快			 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後3日目に症状軽快				 症状軽快日	 軽快	 軽快	登校可	
発症後4日目に症状軽快					 症状軽快日	 軽快	登校可	
発症後5日目に症状軽快						 症状軽快日	 軽快	登校可

### 【発症日とは】

- ・症状（発熱・咳やのどの痛み等の呼吸器症状）が始まった日です。
- ・無症状の場合は、検査をした日（検体採取日）です。

### 【症状軽快とは】

- ・解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳やのどの痛み等の呼吸器症状が改善傾向にある状態です。
- ・症状が軽快した日を0日とし、翌日を1日と数えます。

### 【必要書類等について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、提出書類はありません。  
(その他の感染症はあります。学校HPをご確認ください。)
- ・新型コロナウイルス感染症やその他の感染症で欠席する際は、学校に連絡またはオンライン欠席届にて、感染の種類などを連絡をお願いします。